

第 5 6 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第
2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準
として条例で定める期間）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期
間を基準として条例で定める期間は、5 7 日間とする。

第 3 条の見出しを「（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定め
る特別の事情）」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第
5 条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号を次のよ
うに改める。

（4） 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業
に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上
の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児
休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための
計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第 3 条第 5 号中「再度の」を削る。

第 5 条を次のように改める。

（育児休業の承認の取消事由）

第 5 条 育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、育児休業をし

ている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

第7条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同条第4号中「(昭和59年足立区条例第3号)」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第5号及び第6号を削る。

第8条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を」に、「第11条第2号」を「第11条第1号」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「第11条第3号」を「第11条第2号」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)

第11条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第14条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

第18条中「人事委員会」を「特別区人事委員会」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正前の足立区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第5号及び第6号に規定する職員並びにこの条例による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の2に規定する期間内に育児休業をしている職員からの育児休業の承認の請求、改正前の条例第7条第5号及び第6号に規定する職員からの育児短時間勤務の承認の請求並びに改正前の条例第14条第3号及び第4号に規定する職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の条例第3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。